

(仮称) みどり市温泉施設湯～トピアみどモspa指定管理者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年5月15日

みどり市長 須藤 昭男

1. 業務概要

- (1) 業務名称 (仮称) みどり市温泉施設湯～トピアみどモspa指定管理者業務
- (2) 業務内容 主な業務内容については、以下のとおりであるが、詳細については、別
に示す「(仮称) みどり市温泉施設湯～トピアみどモspa指定管理業務
仕様書」を参照すること。
- ①温泉施設の管理運営や飲食物の提供、物販に関すること。
 - ② 利用の許可、利用の制限、利用許可の取消し、原状回復の義務等に関すること。
 - ③利用料金の徴収、利用料金の減免、利用料金の還付、その他利用料金に関すること。
 - ④施設、附属設備、備品等の維持及び修繕に関すること。
 - ⑤施設の設置目的を達成するための事業に関する業務
 - ⑥みどり市産材の薪の販売(予定)
 - ⑦その他市長が定める業務
- (3) 指定管理期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

2. 選定方式

選定は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により行う。

3. 参加資格

以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑にみどモspaを管理運営できる法人又はその他の団体(個人は除く)(以下、「法人等」という。)であり、かつ、温泉法(昭和23年法律第125号)及び公衆浴場法(昭和23年法律第139号)により運営できる法人等で以下の条件を全て満たしていること。また、業務について、高い知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができる体制を整えていること。
- (2) 本店所在地が日本国内である法人等
- (3) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (4) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不相当であると認められる法人等でないこと。
- (5) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者として登録を受けている又は登録を受ける予定の法人等であること。
- (6) 申請する法人等が次のいずれにも該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
 - ② 国税、都道府県税、市区町村税を滞納している法人等
 - ③ 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生若しくは再生開始の申立てがなされている法人等

- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等
 - ⑤ 地方自治法第 92 条の 2 及び第 142 条並びに第 166 条の規定に該当する法人等
 - ⑥ 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である法人等
- (7) 複数の法人等による応募
- 施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が協同して応募することができる。この場合において、次に掲げる事項に留意すること。
- ① グループの構成法人等を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。
 - ② 単独で応募した法人等は、グループの構成法人等として応募することはできない。
 - ③ 複数のグループの構成法人等になることはできない。
 - ④ 当該グループの全ての構成員が応募資格を有していること。

4. 公募期間 令和 7 年 5 月 1 5 日（木）から令和 7 年 6 月 1 2 日（木）午後 5 時まで

5. その他の事項

- (1) 詳細は、(仮称) みどり市温泉施設湯～トピアみどモスパ指定管理者公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）等による。
- (2) 募集要項、応募書類等様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。